

改正

平成25年12月18日条例第50号

平成29年3月30日条例第4号

平成31年3月28日条例第3号

松阪市文化センター条例

(設置)

第1条 松阪市は、市民の文化教養の向上と福祉の増進に寄与するため、松阪市文化センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|----------------|------------------|
| 松阪市民文化会館 | 松阪市川井町690番地 |
| 松阪コミュニティ文化センター | 松阪市川井町690番地 |
| 松阪市嬉野ふるさと会館 | 松阪市嬉野権現前町423番地88 |

(事業)

第3条 センターで行う事業は、別表第1に定めるとおりとする。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次の表のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

| 施設名 | 休館日 |
|----------------------------|---|
| 松阪市民文化会館 松阪コミュニティ文化センター | (1) 火曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで |
| 松阪市嬉野ふるさと会館 | (1) 月曜日。ただし、当該日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで |

(使用時間)

第5条 センターの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 前項の使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(使用期間)

第6条 センターは、同一の内容で、連続して7日以上の使用及び例日を定める独占的な使用は、これを認めない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第7条 次に掲げる者は、センターの使用について、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 松阪市民文化会館のホールを使用しようとする者
 - (2) 松阪コミュニティ文化センターのホールを使用しようとする者
 - (3) 松阪市嬉野ふるさと会館のホール、会議室、多目的ホール及び応接室を使用しようとする者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えない。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの設置目的に反すると認めるとき。
- 3 市長は、施設の管理上必要があるときは、第1項の許可に条件を付すことができる。

(使用権の譲渡及び転貸の禁止)

第8条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用する権利を他に譲渡し、

又は転貸してはならない。

(使用者等に対する指示)

第9条 市長は、センターの管理上必要があるときは、使用者その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは許可の条件を変更し、又は使用を中止させることができる。

(1) 前条の指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為によりセンターの使用の許可を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公共の福祉のためやむを得ない理由があると認めるとき。

2 使用者が前項第1号から第3号までのいずれかに該当し同項の処分を受けた場合において使用者に損害が生じることがあっても、市長はその賠償の責を負わない。

(使用料)

第11条 センターの使用料の額は、別表第2から別表第4までに定めるとおりとする。

2 センターの附属設備の使用料の額は、一点又は一式につき19,000円以下の範囲内において市長が定める。

3 前2項の使用料は、使用の許可をする際指定する日までに、納付しなければならない。

4 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他使用者の責によらない理由により使用することができないとき。

(2) 市長が公益上やむを得ない理由により使用の許可を取り消し、若しくは変更させ、又は中止を命じたとき。

(3) 使用者が次の表の期日までに使用を取り消し、又は変更を求める申し出をし、市長がこれを許可したとき。

| 施設 | 区分 | 期日 |
|----------------|--------|-----------|
| 松阪市民文化会館 | ホール | 使用開始の40日前 |
| 松阪コミュニティ文化センター | ホール | 使用開始の40日前 |
| 松阪市嬉野ふるさと会館 | ホール | 使用開始の40日前 |
| | 多目的ホール | 使用開始の当日 |
| | 会議室 | 使用開始の当日 |
| | 応接室 | 使用開始の当日 |

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(特別の設備等)

第13条 使用者は、センターの使用に当たっては特別の設備をし、又は既存の設備を変更することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、センターの使用を終了したとき、又は前条ただし書の規定により特別の設備をし、若しくは既存の設備を変更した場合は、使用後直ちに原状に復さなければならない。第10条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは許可の条件を変更させられ、又は中止を命ぜられた場合も同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第15条 使用者は、センターの使用中に建物若しくは附属設備を損傷し、又は滅失した場合は、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(松阪市文化センター運営委員会)

第16条 センターの運営に関し調査及び審議するため、松阪市文化センター運営委員会を置く。
 (委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則で定める。
 (罰則)

第18条 詐欺その他不正の行為により、第11条の規定による使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条第3項の規定により付けられた条件に違反してセンターを使用した者
- (2) 第8条の規定に違反した者
- (3) 第9条の指示に従わなかった者
- (4) 第10条の規定による許可の取消し又は使用の中止処分に従わずセンターを使用した者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不正の行為により許可を受けてセンターを使用した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松阪市民文化会館条例(昭和57年松阪市条例第3号)、松阪コミュニティ文化センター条例(平成7年松阪市条例第25号)又は嬉野町ふるさと会館設置条例(平成5年嬉野町条例第1号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成25年12月18日条例第50号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日条例第4号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

| 施設 | 事業 |
|----------------|---|
| 松阪市民文化会館 | (1) 芸術文化活動を推進する自主事業に関すること。 (2) 講演会、音楽会、舞踊会、演劇会その他の事業を行うこと。 (3) ホール並びにホールに附属する設備及び器具の使用に関すること。 |
| 松阪コミュニティ文化センター | (1) 芸術文化活動を推進する自主事業に関すること。 (2) 講演会、音楽会、舞踊会、演劇会その他の事業を行うこと。 (3) ホール並びにホールに附属する設備及び器具の使用に関すること。 |
| 松阪市嬉野ふるさと会館 | (1) 芸術文化活動を推進する自主事業に関すること。 (2) 講演会、音楽会、舞踊会、演劇会その他の事業を行うこと。 (3) ホール、会議室、多目的ホール及び応接室並びにこれらに附属する設備及び器具の使用に関すること。 |

別表第2(第11条関係)

松阪市民文化会館基本使用料

(単位 円)

| 区分 | 午前(午前) | 午後(午後) | 夜間(午後) | 全日(午前) |
|----|--------|--------|--------|--------|
|----|--------|--------|--------|--------|

| | | | | 9時～正午 まで) | 1時～午後 5時まで) | 6時～午後 10時まで) | 9時～午後 10時まで) | | |
|-----------|----------------------|----------------------|------------------------------|--------------|----------------|-----------------|-----------------|---------|---------|
| ホール | 入場料等 を徴収し ない場合 | 一般使用の場合 | | 平日 | 15,400 | 22,000 | 28,600 | 61,380 | |
| | | | | 土曜日 | 18,920 | 27,280 | 35,420 | 75,900 | |
| | | | | 日曜日 休日 | | | | | |
| | | 営利を目的とする場 合 | | 平日 | 30,800 | 44,000 | 57,200 | 122,760 | |
| | | | | 土曜日 | 37,840 | 54,560 | 70,840 | 151,800 | |
| | | | | 日曜日 休日 | | | | | |
| | 入場料等 を徴収す る場合 | 一般使用 の場合 | 入場料等 1,000円以 下 | 平日 | 15,840 | 22,880 | 29,700 | 63,580 | |
| | | | | 土曜日 | 19,580 | 28,160 | 36,740 | 78,540 | |
| | | | 1,001円以 上 3,000円以 下 | 平日 | 20,020 | 28,600 | 37,180 | 79,640 | |
| | | | | 土曜日 | 24,420 | 35,420 | 45,980 | 98,340 | |
| | | 入場料等 3,001円以 上 | 平日 | 23,100 | 33,000 | 42,900 | 91,960 | | |
| | | | 土曜日 | 28,380 | 40,920 | 53,020 | 113,740 | | |
| | | 営利を目的とする場 合 | | 平日 | 平日 | 46,200 | 66,000 | 85,800 | 184,140 |
| | | | | | 土曜日 | 56,760 | 81,840 | 106,260 | 227,700 |
| 日曜日 休日 | | | | 日曜日 | | | | | |
| | | | | 休日 | | | | | |

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 「入場料等」とは、入場料、会費又はこれに類するものをいう。
- 「営利」とは、商業、宣伝若しくは営業又はこれらに類するものをいう。
- 舞台練習、本番の使用日以外の準備、仕込み又はリハーサルに使用する場合の使用料は、入場料等を徴収しない一般使用の場合の使用料の100分の50に相当する額とする。
- 使用時間の延長は1時間以内とし、超過使用料はその直前の時間帯の使用料の100分の30に相当する額とする。
- 使用料の額に、1円未満の端数が出たときは切り捨てる。

別表第3（第11条関係）

松阪コミュニティ文化センター基本使用料

（単位 円）

| 区分 | 午前（午前 9時から正 午まで） | 午後（午後 1時から午 後5時ま で） | 夜間（午後 6時から午 後10時ま で） | 全日（午前 9時から午 後10時ま で） |
|----|------------------------|------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | | | | |

| | | | | | | | | | |
|----------------------|--------------|---------|---------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ホール | 入場料等を徴収しない場合 | 一般使用の場合 | | 平日 | 5,500 | 8,800 | 11,000 | 23,320 | |
| | | | | 土曜日 | 6,820 | 10,780 | 13,640 | 29,040 | |
| | | | | 日曜日 | | | | | |
| | | | | 休日 | | | | | |
| | 営利を目的とする場合 | | 平日 | 11,000 | 17,600 | 22,000 | 46,860 | | |
| | | | 土曜日 | 13,640 | 21,560 | 27,280 | 58,080 | | |
| | | | 日曜日 | | | | | | |
| | | | 休日 | | | | | | |
| | 入場料等を徴収する場合 | | 一般使用の場合 | 入場料等 | 平日 | 5,720 | 9,020 | 11,440 | 24,200 |
| | | | | 1,000円以下 | 土曜日 | 7,040 | 11,000 | 14,080 | 29,700 |
| | | | | | 日曜日 | | | | |
| | | | | | 休日 | | | | |
| 1,001円以上 3,000円以下 | | | 平日 | 7,040 | 11,440 | 14,300 | 30,360 | | |
| | | | 土曜日 | 8,800 | 13,860 | 17,600 | 37,400 | | |
| | | | 日曜日 | | | | | | |
| | | | 休日 | | | | | | |
| 3,001円以上 | 平日 | 8,140 | 13,200 | 16,500 | 34,980 | | | | |
| | 土曜日 | 10,120 | 16,060 | 20,460 | 43,340 | | | | |
| | 日曜日 | | | | | | | | |
| | 休日 | | | | | | | | |
| 営利を目的とする場合 | | 平日 | 16,500 | 26,400 | 33,000 | 70,400 | | | |
| | | 土曜日 | 20,460 | 32,340 | 40,920 | 87,120 | | | |
| | | 日曜日 | | | | | | | |
| | | 休日 | | | | | | | |

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 「入場料等」とは、入場料、会費又はこれに類するものをいう。
- 「営利」とは、商業、宣伝若しくは営業又はこれらに類するものをいう。
- 舞台練習、本番の使用日以外の準備、仕込み又はリハーサルに使用する場合の使用料は、入場料等を徴収しない一般使用の場合の使用料の100分の50に相当する額とする。
- 使用時間の延長は1時間以内とし、超過使用料はその直前の時間帯の使用料の100分の30に相当する額とする。
- 使用料の額に、1円未満の端数が出たときは、切り捨てる。

別表第4（第11条関係）

松阪市嬉野ふるさと会館基本使用料

（単位 円）

| 区分 | | | 午前（午前9時から正午まで） | 午後（午後1時から午後5時まで） | 夜間（午後6時から午後10時まで） | 全日（午前9時から午後10時まで） |
|-----|---------|-----|----------------|------------------|-------------------|-------------------|
| ホール | 一般使用の場合 | 平日 | 11,000 | 14,520 | 19,360 | 41,580 |
| | | 土曜日 | 13,640 | 17,820 | 23,980 | 51,480 |

| | | | | | | | | | |
|------------------|--------------|--------------|--------------------------|--------|--------|---------|--------|---------|--|
| | 入場料等を徴収しない場合 | | | 日曜日 | | | | | |
| | | | | 休日 | | | | | |
| | | 営利を目的とする場合 | | 平日 | 22,000 | 29,040 | 38,720 | 83,380 | |
| | | | | 土曜日 | 27,280 | 35,640 | 47,960 | 102,960 | |
| | | | 日曜日 | | | | | | |
| | | | 休日 | | | | | | |
| | 入場料等を徴収する場合 | 一般使用の場合 | 入場料等 1,000円以下 | 平日 | 11,440 | 14,960 | 20,020 | 43,120 | |
| | | | | 土曜日 | 14,080 | 18,480 | 24,860 | 53,240 | |
| | | | | | 日曜日 | | | | |
| | | | | | 休日 | | | | |
| | | | 1,001円以上 3,000円以下 | 平日 | 14,300 | 18,700 | 25,080 | 53,900 | |
| | | | | 土曜日 | 17,600 | 23,100 | 31,020 | 66,660 | |
| | | 日曜日 | | | | | | | |
| | | 休日 | | | | | | | |
| 入場料等 3,001円以上 | | 平日 | 16,500 | 21,780 | 29,040 | 62,480 | | | |
| | | 土曜日 | 20,460 | 26,620 | 35,860 | 77,000 | | | |
| | | 日曜日 | | | | | | | |
| | | 休日 | | | | | | | |
| 営利を目的とする場合 | | 平日 | 33,000 | 43,560 | 58,080 | 125,180 | | | |
| | | 土曜日 | 40,920 | 53,460 | 71,940 | 154,660 | | | |
| | | 日曜日 | | | | | | | |
| | | 休日 | | | | | | | |
| 会議室 | 入場料等を徴収しない場合 | 一般使用の場合 | | 1,980 | 3,080 | 5,060 | 9,240 | | |
| | | 営利を目的とする場合 | | 3,960 | 6,160 | 10,120 | 18,700 | | |
| | 入場料等を徴収する場合 | 一般使用の場合 | 入場料1,000円以下 | 2,200 | 3,300 | 5,280 | 9,900 | | |
| | | | 入場料等1,001円以上 3,000円以下 | 2,420 | 3,960 | 6,380 | 11,660 | | |
| | | 入場料等3,001円以上 | | 2,860 | 4,620 | 7,480 | 13,860 | | |
| | | 営利を目的とする場合 | | 5,940 | 9,240 | 15,180 | 28,160 | | |
| 多目的ホール | 入場料等を徴収しない場合 | 一般使用の場合 | | 2,200 | 3,300 | 5,500 | 10,120 | | |
| | | 営利を目的とする場合 | | 4,400 | 6,600 | 11,000 | 20,460 | | |
| | 入場料等を徴収する場合 | 一般使用の場合 | 入場料等1,000円以下 | 2,420 | 3,520 | 5,720 | 10,780 | | |
| | | | 入場料等1,001円以上 3,000円以下 | 2,860 | 4,180 | 7,040 | 12,980 | | |
| 入場料等3,001円以上 | | 3,300 | 4,840 | 8,140 | 14,960 | | | | |
| 営利を目的とする場合 | | 6,600 | 9,900 | 16,500 | 30,580 | | | | |
| 応接室 | | | | 2,200 | 3,520 | 5,940 | 10,780 | | |

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 「入場料等」とは、入場料、会費又はこれに類するものをいう。

- 3 「営利」とは、商業、宣伝若しくは営業又はこれらに類するものをいう。
- 4 舞台練習、本番の使用日以外の準備、仕込み又はリハーサルに使用する場合は、入場料等を徴収しない一般使用の場合の使用料の100分の50に相当する額とする。
- 5 使用時間の延長は1時間以内とし、超過使用料はその直前の時間帯の使用料の100分の30に相当する額とする。
- 6 使用料の額に、1円未満の端数が出たときは、切り捨てる。